

「よさの地域支えあい商品券」の 取扱店を募集します！

新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と町内事業者の事業継続及び売上拡大を図るとともに収入減による住民生活の支援を目的に、「よさの地域支えあい商品券事業」を実施します。

◆よさの地域支えあい商品券の概要

発行総額	1億1,000万円（予定）
発行冊数	22,000冊（予定冊数）
発行形態	1冊（500円券×10枚セット）額面総額5,000円
使用期間	令和3年8月1日～令和3年12月31日
精算期間	使用開始日から令和4年2月末まで
精算方法	1 換金申請窓口 与謝野町役場商工振興課 2 換金受付日時 毎週木曜日 午前10時から午後4時まで 3 受付日から2週間程度で指定口座へ振込精算します。 4 精算負担金は無料

◆**申込対象**：与謝野町内に店舗又は事業所等を有する事業者で、与謝野町商工会に加入する事業者、又は本社、本店等が町内にある中小企業者及び小規模事業者等。

◆**申込期限**：令和3年6月11日（金）午後5時まで
※期限以降も受け付けますが、商品券発行当初には、取扱店として周知できない場合があります。

◆**申込先**：与謝野町役場商工振興課
裏面の「申込書・同意書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

◆**問合せ先**：与謝野町役場商工振興課（Tel：43-9012 担当：大上・荒木）

<以下のものは、商品券は使用できません>

- *たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- *出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道、電話料など）
- *現金との換金、金融機関への預け入れ
- *金・プラチナ・銀・有価証券・金券・商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券）・旅行券・乗車券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性が高いもの
- *土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
- *風俗営業等の規制及び義務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い

与謝野町役場商工振興課

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798-1
電話：0772-43-9012
FAX：0772-46-2851

【裏面】
よさの地域支えあい商品券
取扱店申込書

よさの地域支えあい商品券 取扱店申込書

事業所名		連絡先	Tel —
ご担当者名			Fax —
連絡先住所	〒629- 京都府与謝郡与謝野町字		
精算金 振込口座	金融機関名		本・支店名
	銀行・信金 農協・労金		本店 支店
	預金種別	普通・当座	口座番号 (右ヅメ)
口座名義	(フリガナ)		
	(名義人名)		
取扱店名	お客様にご提示する取扱店の名称をご記入下さい。(町内のみ限定)		地区名
店舗1			
店舗2			
店舗3			

よさの地域支えあい商品券取扱いに関する同意書

与謝野町長 様

次の内容について同意します。

1. 令和3年度「住民生活支援商品券事業実施要領」に記載されている事項について厳守します。
2. 万が一、目的やルールに反する行為が確認された場合は、商品券取扱店の登録取消しに応じるとともに、既申請分も含めて精算金の受け取りを辞退します。(又は返金します)

令和3年 月 日

(同意者)

事業所名又は店名 _____

代表者名 _____

(印)

- ※ 1) 口座名義「フリガナ」欄も、必ずご記入下さい。
- ※ 2) 取扱店名欄には、今回発行の商品券取扱店になっていただける町内店舗名を全てご記入下さい。商品券取扱店として、一覧に掲載します。(ロゴマークは不可)
- ※ 3) 取扱店「地区名」欄には、店舗所在地の地区名ご記入下さい。
※ 例えば、男山、東町、石田、上山田、四辻、三河内、算所、加悦、後野、滝...

◆申込期限 令和3年6月11日(金)まで

※ 期限以降も受け付けますが、商品券発行当初には、取扱店として周知できない場合があります。

◆提出先 与謝野町役場商工振興課

※「同意書」にも記名・押印の上ご提出下さい。(FAX不可)

◆問合せ先 与謝野町役場商工振興課 (Tel 43-9012)